

## 仙台市子ども・子育て会議条例

平成25年仙台市条例第3号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として、仙台市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、子ども・子育て支援法において使用する用語の例による。

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 子どもの保護者
  - (2) 事業主を代表する者
  - (3) 労働者を代表する者
  - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
  - (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(臨時委員)

- 第6条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に臨時委員を置く ことができる。
- 2 臨時委員は、第3条第2項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。 (会議)
- 第7条 会長は、子ども・子育て会議の会議を招集し、その議長となる。
- 2 子ども・子育て会議の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって 決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 仙台市子ども・子育て会議運営要領

平成25年6月7日仙台市子ども・子育て会議決定

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

- 第2条 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 個人に関する情報をはじめ、特定の個人を識別しうる内容について審議する場合
  - (2) 会議を公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼす恐れがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合
- 2 会議の会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずる等、必要な措置をとることができる。

(議事録)

- 第3条 会議における議事は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 会議の開催日時及び開催場所
  - (2) 出席した委員の氏名
  - (3) 議事の経過及び概要
  - (4) その他必要な事項
- 2 前項の議事録には、会長が指名した2名の委員が署名するものとする。
- 3 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合、その他正当な理由があると認める場合は、議事録及び配布資料の全部または一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、仙台市子供未来局子供育成部総務課において処理する。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、平成25年6月7日から施行する。

## 仙台市子ども・子育て会議委員名簿

令和2年2月3日現在

氏 名	役職 · 所属団体等
会長本郷一夫	東北大学大学院教育学研究科教授
副会長が林純子	特定非営利活動法人チャイルドラインみやぎ代表理事
飯島典子	宮城教育大学教育学部准教授
井 台 詩 乃	市民公募委員
伊藤恵子	仙台市小学校長会
神谷哲司	東北大学大学院教育学研究科准教授
小林良子	仙台市地域子育て支援クラブ連絡協議会会長
今野彩字	仙台商工会議所
さい とう あおい 斎 藤 葵	市民公募委員
佐藤姫矢子	仙台市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会
佐藤哲也	宮城教育大学教育学部教授
塩野悦子	宮城大学大学院看護学研究科教授
Uff dis toつ や 重原達也	仙台市保育所連合会会長
すず き けん いち 鈴 木 謙 一	前日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長
千葉 貴和子	仙台市子ども会連合会会長
つち <5 おきむ 土 倉 相	仙台市児童養護施設協議会
土 合 真紀子	公益財団法人せんだい男女共同参画財団
中 嶋 嘉津子	仙台市ほほえみの会会長
中坪千代	仙台市 PTA 協議会
でら やま けん えつ 平 山 乾 悦	特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子どもの丘理事長
三 浦 じゅん	仙台弁護士会
村田祐二	仙台市医師会(仙台市立病院副院長)
吉岡弘宗	仙台市私立幼稚園連合会子ども・子育て委員
吉田 浩	東北大学大学院経済学研究科教授

(五十音順,敬称略)

## 仙台市すこやか子育てプラン2020策定経過

年月日	会 議 等
平成30年9月3日	平成30年度第1回 仙台市子ども・子育て会議  ○令和2~6年度における本市の子ども・子育て支援に係る計画について諮問  ○次期仙台市すこやか子育てプランの策定について協議  ○仙台市子ども・子育てに関するアンケート調査の実施について協議
平成30年11月22日 ~12月17日	仙台市子ども・子育てに関するアンケート調査を実施
平成30年12月6日	平成30年度第2回 仙台市子ども・子育て会議  ○仙台市すこやか子育てプラン2015の平成29年度実績について報告  ○仙台市子ども・子育てに関するアンケート調査について報告  ○仙台市すこやか子育てプラン2015の振り返りと、次期プランの方向性について協議
平成31年3月25日	平成30年度第3回 仙台市子ども・子育て会議  〇子ども・子育てに関するアンケート調査の集計結果(速報)について報告  〇次期仙台市すこやか子育てプランの策定に当たり踏まえるべき視点について協議
令和元年5月21日	仙台市議会常任委員会(健康福祉委員会) ○仙台市子ども・子育てに関するアンケート調査の結果について報告
令和元年6月28日	令和元年度第1回 仙台市子ども・子育て会議  ○子ども・子育てに関するアンケート調査の結果について報告  ○次期仙台市すこやか子育てプランについて協議
令和元年9月5日	令和元年度第2回 仙台市子ども・子育て会議 ○次期仙台市すこやか子育てプラン骨子案について協議
令和元年11月12日	令和元年度第3回 仙台市子ども・子育て会議  ○仙台市すこやか子育てプラン2015の平成30年度実績について報告  ○仙台市すこやか子育てプラン2020中間案について協議
令和元年11月27日 ~12月27日	仙台市すこやか子育てプラン2020中間案に関するパブリックコメントを実施
令和2年2月3日	令和元年度第4回 仙台市子ども・子育て会議  ○仙台市すこやか子育てプラン2020中間案に関するパブリックコメントの実施結果について報告  ○仙台市すこやか子育てプラン2020最終案について協議